

静岡県における

平成17年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（概要）

静岡県農業水産部

中山間地域等直接支払制度については、毎年度の実施状況を公表することとされています。本資料は、関係市町からの報告を基に平成17年度の制度の実施状況を取りまとめたものです。

1 市町村の取組状況

交付市町数

	平成17年度	参考：平成16年度
交付市町数 (①)	21	33
対象市町数 (②)	21	37
(①/②)	100%	89%

2 協定の概要

(1) 協定の締結数など

(単位：人、千㎡、千円)

	平成17年度			参考：16年度（旧対策）		
	集落協定	個別協定	計	集落協定	個別協定	計
協定数	450	3	453	636	6	642
協定参加者数	8,460	3	8,463	12,313	6	12,319
協定締結面積	39,305	32	39,337	48,214	102	48,316
交付金額	375,756	293	376,049	523,366	1,119	524,485

項目	県平均	都府県平均
1 市町あたりの集落協定数	21.4協定	28.8協定
1 集落協定あたりの面積	8.7ha	12ha
1 集落協定あたりの参加者数	18.8人	21.8人
1 集落協定あたりの交付金額	835千円	1,550千円
参加者1人あたりの交付金額	44千円	71千円

	平成17年度	左欄の協定数
基礎単価面積	1,574ha (40%)	334
体制整備単価面積	2,360ha (60%)	119
加算単価面積	4ha	1
規模拡大加算※1	—	—
土地利用調整加算※2	4ha	1
耕作放棄地復旧加算※3	—	—
法人設立加算※4	—	—

※1 担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年間以上耕作する場合の加算

※2 担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定する場合の加算

※3 新たに協定面積の一定割合以上の耕作放棄地を復旧する場合の加算

※4 新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立する場合の加算

(2) 協定締結率

本県の協定締結率（対象農用地面積に対する協定締結面積の割合。以下同じ。）は78%であるが、これを地目別に見ると田76%、畑79%となっている。

なお、全国（北海道を除く）の協定締結率は73%、地目別では田76%、畑61%となっている。

	平成17年度	参考：平成16年度
交付面積 (①)	3,934ha	4,832ha
対象農用地面積 (②)	5,023ha	7,503ha
(①/②)	78%	64%

※ 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の(1)から(5)の基準に該当する農用地のうち、市町が対象農用地として基本方針に記載している農用地面積。

3 地目別・交付基準別の協定締結面積

(1) 地目別の協定締結面積

協定締結面積を地目別に見ると、畑が全体の93%にあたる3,652haを占め、田が7%にあたる272ha、草地と採草放牧地が1%未満となっている。

また、全国（北海道を除く）が田75%、畑19%なので、本県は、畑の割合が非常に多いのが特徴である。

	平成17年度		参考：都府県平均	
	協定面積	割合	協定面積	割合
田	272ha	6.9%	—	74.8%
畑	3,653ha	92.9%	—	19.2%
草地	0ha	—	—	1.3%
採草放牧地	8ha	0.2%	—	4.7%

(2) 交付基準別の協定締結面積

地目別の協定面積を傾斜等の交付基準別に見ると、「田」は田全体の86%、「畑」は畑全体の79%を急傾斜農用地が占めており、全国平均を上回っている。

4 集落協定に基づく実施状況等

(1) 「農用地の維持・管理等」の実施状況

集落協定に位置づけられている活動内容を、「農用地の維持・管理等」についてみると、最も多く位置づけられている活動は「農地の法面点検」で312協定（69%）である。

	平成17年度		参考：都府県平均
	協定数	割合	割合
農地の法面管理	312	69.3%	75.5%
鳥獣害防止対策	149	33.1%	39.0%
賃借権設定・農作業の委託	135	30.0%	43.1%
簡易な基盤整備	35	7.8%	12.7%

(2) 「水路・農道等の維持・管理」の実施状況

集落協定に位置づけられている活動内容を、「水路・農道等の維持・管理」についてみると、水路の管理を位置づけている協定の数は339協定（75%）、農道の管理を位置づけている協定の数は448協定（99%）である。

	平成17年度		参考：都府県平均
	協定数	割合	割合
農道の管理	448	99.6%	97.5%
水路の管理	339	75.3%	94.5%
その他の施設の管理	13	2.9%	5.5%

(3) 「多面的機能を増進する活動」の実施状況

集落協定に位置づけられている活動内容を、「多面的機能を増進する活動」についてみると、最も多く位置づけられている活動は「周辺林地の下草刈」で305協定（68%）である。

	平成17年度		参考：都府県平均
	協定数	割合	割合
周辺林地の下草刈	305	67.8%	67.0%
土壌流亡に配慮した営農	195	43.3%	5.6%
景観作物の作付け	53	11.8%	39.6%
その他の活動	13	2.9%	5.7%
堆きゅう肥の施肥	12	2.7%	16.9%

(4) 集落マスタープランの内容

集落マスタープランの内容をみると、最も多いのは「集落を基礎とした営農組織の構築・充実」で210協定（47%）である。

		平成17年度		参考：都府県
		協定数	割合	割合
1 集積対象者を核とした農業生産活動の体制整備	核となる集積対象者の育成及び当該集積者への農用地の集積	56	12.4%	30.1%
	集積対象者と集落内の他の高齢農家等との有機的連携	64	14.2%	9.8%
2 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備	集落を基礎とした営農組織の構築・充実	210	46.7%	41.2%
	特定農業法人化	0	—	1.0%
	定年帰農者等を活かした継続的な営農体制整備	31	6.9%	8.0%
3 その他地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備	活力がある周辺集落との連携	30	6.7%	9.8%
	NPO法人や地域外の集積対象者との連携	0	—	2.3%
	棚田等の農村景観を活用したグリーン・ツーリズムの推進等	18	4.0%	3.0%
4 その他		170	37.8%	24.4%

(5) 体制整備活動の取組状況（農用地等保全マップ）

農用地等保全マップに位置づけられている活動内容についてみると、最も多く位置づけられている活動は「農地法面、水路・農道等補修・改良」で86協定（74%）である。

		平成17年度		参考:都府県
		協定数	割合	割合
作成内容	農地法面、水路・農道等補修・改良	86	73.5%	35.7%
	鳥獣害防止対策	48	41.0%	18.4%
	既耕作放棄地復旧又は林地化	0	—	0.6%
	農作業共同化又は受委託等	4	3.4%	10.3%
	その他将来に向けた適正な農用地保全	2	1.7%	2.5%
実践内容	農地法面、水路・農道等補修・改良	49	41.9%	31.6%
	鳥獣害防止対策	15	12.8%	16.3%
	既耕作放棄地復旧又は林地化	0	—	0.4%

(6) 体制整備活動の取組状況（選択的必須要件）

体制整備活動の取り組む集落協定の活動内容をみると、最も多く位置づけられている活動は「地場産農産物等の加工・販売」で66協定（56%）である。

			平成17年度		参考:都府県	
			協定数	割合	割合	
A要件	生産性・収益向上	機械・農作業の共同化		31	26.5%	61.8%
			耕起	4	—	—
			整枝・剪定	2	—	—
			代かき・整地	2	—	—
			田植え、播種	1	—	—
			病虫害防除	2	—	—
			収穫	3	—	—
			乾燥・調製	2	—	—
		高付加価値型農業の実践	19	16.2%	17.2%	
		地場産農産物等の加工・販売	66	56.4%	13.2%	
	担い手育成	新規就農者育成人数	23	19.7%	11.8%	
		認定農業者の育成	44	37.6%	30.9%	
		担い手への農地集積	0	—	9.6%	
		担い手への農作業の委託	0	—	27.1%	
	多面的機能の発揮	保健休養機能を活かした都市住民等との交流	13	11.1%	4.8%	
自然生態系の保全に関する学校教育等との連携		43	36.8%	11.7%		
多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携		18	15.4%	52.7%		
B要件	集落を基礎とした営農組織の育成	2	43.3%	8.3%		
	担い手集積化	0	—	5.6%		

※ 活動の具体的な内容について、17年度分は回答を義務付けていないので合計が一致しない場合がある。

(7) 交付金の使用方法

交付金については、交付額の70%にあたる262,493千円が集落の共同取組活動に充てるよう集落協定に規定されている。

集落協定における交付金の配分割合

	平成17年度	参考:平成16年度
	共同取組活動分	共同取組活動分
静岡県	69.9%	61.3%
都府県平均	56.1%	52.6%